

児童発達支援管理責任者の実務経験について

【障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの等（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）】

- 相談支援の業務：身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
- 直接支援の業務：身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導・訓練等を行う業務、その他の職業訓練又は職業教育に係る業務

上記の「相談支援の業務」「直接支援の業務」に従事した経験を有する者のうち、下記の①～③のいずれかの要件に該当する者

- ① a 及び b の期間が通算して 5 年以上かつ a の七又は b の四の期間を通算した期間を除いた期間が 3 年以上である者
- ② c の期間が通算して 8 年以上かつ b の四の期間を通算した期間を除いた期間が 3 年以上である者
- ③ a から c までの期間（a の七又は b の四の期間を除く）が通算して 3 年以上かつ d の期間が通算して 5 年以上である者

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	a 一 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 二 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター 三 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、精神保健福祉センター 四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 五 学校（大学を除く）その他これに準ずる機関 六 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の 1～3 のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者） 3 d に掲げる資格を有する者並びに a の一から五までに掲げる従事者及び従事者としての期間が 1 年以上の者 七 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5 年以上
	b 一 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、拇指生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 二 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、子育て援助活動支援事業 三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 四 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、老人居宅介護等事業、病院又は診療所の療養病床に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所 五 学校その他これに準ずる機関	上記一～五に掲げる施設において、下記 1～4 の資格を有して直接支援業務にあたったもの 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者） 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員
右の資格該当者	c 上記一～五に掲げる施設において、b の 1～4 の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	8 年以上
右の資格該当者	d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	上記 a～c に従事した期間が通算して 3 年以上で、かつ d の国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して 5 年以上

(注)

- 1 ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言う。（H18.6.23 事務連絡）
- 2 公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。（H18.8.24 主管課長会議資料）
- 3 国家資格等による業務に 5 年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8 年以上の実務経験ではなく、5 年以上の実務経験で良いことになる。（H18.6.23 Q & A）